

大会演説会等の開催、文書の配布等によって大宣傳を行ひ即
時に於て永續的に大衆の同志を募集すること。

三 実行委員会と党本部との関係

一 各地方の党支部又は支部聯合会の要求を党本部が承認し、
請願運動を党本部の政策として採用することを決議した場合
は請願運動地方実行委員会は党本部の方針に基き運動を支
持し、其の全活動を集約すること。

二 党本部が請願運動を拒否することを拒絶したる場合は請願運動
地方実行委員会は一直接に全国的実行委員会と結合し請
願運動を全国的に統一指導する機関となり、最後まで戦ふべきであ
り、注意すべき矣

三 地方によつて事情を異にするであらうがこの運動は即時実行に着
手すること。

ニ 党本部の態度如何にかかわらず、この運動は遂行しなければならぬ
三 此の運動を起す理由を大衆に明確に示さなければならぬ。

三 請願運動スローガン

議院解散・新選挙法による総選挙の即時実施。

團體権・罷業権の確保。

耕作権の確立。

一 完全なる組合法の獲得。

言論・集会・結社の自由。

以上